

社会福祉法人 ゆうのゆう

平成 27 年度事業報告書

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)



1：総括	p. 3
2：デーセンターモモの家	pp. 4-5
3：デーセンター機関車	pp. 5-6
4：デーセンター音・on	pp. 6-7
5：デーセンター夢飛行	pp. 7-8
6：ことのは	p. 8
7：リサイクルショップ／自主製品／利用者還元金	pp. 9-10
8：絵画	pp. 10-11
9：車椅子ダンス	p. 11
10：東北被災地支援	pp. 11-12
11：後援会	p. 12
12：旅行	pp. 12-13
13：医療的ケア	p. 13
14：スタッフ体制	p. 14
15：緊急時対応対策委員会	p. 14
16：現況報告書・決算報告・定款	pp. 15-

1：総括

平成 27 年 1 月、送迎中の体調急変による心肺停止状態がもとで利用者 1 名が亡くなってしまう事故が起きました。これを受けて、法人役員と各部署管理職（施設長・副施設長）及び中堅スタッフ（概ね勤続 5 年以上）で構成する「緊急時対応対策委員会」を設置。平成 27 年度より、毎月 1 回の定例会議を開きながら、同様の事故の再発防止に向けて、日常における緊急時（利用者の体調急変、ケア中の事故、交通事故、火災等）及び自然災害時（地震、津波等）の対応・対策の具体化に取り組んでいます。重い障害を抱える利用者の地域生活支援の根本となる「安心と安全」について、今一度、真剣に向き合い直す 1 年となりました。

一方、同じ平成 27 年度末には「デーセンター機関車」の新拠点が完成（都島区）。平成 14 年の開所以来、手狭ながらも 10 年以上慣れ親しんできた拠点でしたが、利用者数の増加に対応するため、より広いスペースの確保が近年の急務となっていました。完成後の内覧会や移転作業も無事に終え（平成 28 年 3 月）、新年度からはこの新たな拠点での活動がスタートしています。

利用者数の増加もさることながら、昨今は障害の「重度化」が顕著になりつつあります。喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアが最初から必要な状態で新規利用となるケースのほか、従前の利用者であっても加齢や病気への罹患に伴う身体機能（嚥下や呼吸等）の低下がもとで、新たに医療的ケアをおこなう必要が生じるケースも増えているのです。そのため、先ほど言及した「緊急時対応対策委員会」での検討に基づき、平時からハードとソフト両面にわたる「安心・安全対策」に万全を期さなければならないことは論を待ちません。他方、「重度化」を理由として、利用者の地域／社会生活充実のための支援に「限界」をつくることは私たちの本意ではありません。

起こしてしまった事故への反省と新たな拠点で始める取り組みへの期待とを胸に抱きながら過ごしてきた 1 年。安心・安全を守る責任の重さと厳しさをしかとこの身に引き受けた上で、それでもなお、「障害の『重さ』を言い訳にしない」——という指針を堅持しながら、挑戦を諦めない私たちであり続けたいと思います。

平成 28 年 6 月 10 日

社会福祉法人 ゆうのゆう 代表理事 小林 美穂

2：デーセンターモモの家

□活動状況：

平成 27 年度は 23 名定員での運営となりました。イオングループが展開している「イエローレシートキャンペーン」への参加をはじめ、地域イベントへの出店（自主製品等の出張販売）等を通じて、地域社会との交流活動を積極的に推進しました。27 年度はさらに「大阪市社会福祉研修・情報センター」（西成区）での定期物販会出店を定着させました。自主製品ばかりでなく、これまで「デーセンター夢飛行」を中心に取り組んでいた「東北製品」（岩手県の就労支援事業所で製造しているお菓子）の販売も手掛けるようになっていきます。

一方、地域の朗読ボランティアを招いての「絵本読み聞かせ」や、FBM（ファシリテーションボールメソッド）インストラクター養成講座を修了したスタッフによる「FBM デー」といった施設内での取り組みも活発でした。協力医療機関（野田診療所）による定期往診も 27 年度より開始し、利用者の健康管理への備えを強化しました。

【平成 27 年】 4 月	入所式／絵本読み聞かせ・弁天町 ORC フリマ出店・イエローレシートキャンペーン・Torute 店頭販売…等
5 月	車椅子ダンス発表会・Earth Day 出店・飛騨旅行／誕生日会・BBQ 大会・モモシネマ…等
6 月	全体 FBM デー・音楽療法 MIMT・愛知旅行／避難訓練・FBM デー・なでしこ JAPAN 応援イベント…等
7 月	大阪歯科大実習受け入れ・沖縄旅行／定期往診・弁天町 ORC フリマ出店・FBM デー・世界水泳デー…等
8 月	Art Way Osaka 出展／プール外出・高校野球デー・世界陸上デー・外国人スタッフ送別会@日中活動…等
9 月	音楽療法 MIMT・小豆島旅行①／研修情報センター物販会出店・ラグビーW 杯日本代表応援デー・誕生日会・FBM デー…等
10 月	小豆島旅行②／研修情報センター出店・福島区「健康展」出店・弁天町 ORC フリマ出店・カラオケ大会・ハロウィン大会…等
11 月	東京旅行・ポジティブ生活文化交流祭出店・てんまーと出店／鶴見緑地フリマ出店・研修情報センター出店・Torute 店頭販売…等
12 月	クリスマス会／救命講習・絵本読み聞かせ・FBM デー・箱根駅伝デー・イエローレシートキャンペーン・モモシネマ…等
【平成 28 年】 1 月	1 年次スタッフ交換研修／初詣外出・新成人イベント・研修情報センター出店・FBM デー…等

2 月	節分イベント・バレンタイン企画・カラオケ大会・あいあい祭り出店…等
3 月	ホワイトデー企画・選抜高校野球観戦・「旅行写真を見よう」@日中活動・FBM デー…等

3：デーセンター機関車

□活動状況：

平成 27 年度の定員は前年度と変わらず 13 名のまま推移しました。新拠点への移転が決まり、その準備に追われながらの一年でした。そんな中でも、生産活動においては、飲食店の箸袋受注製作、「都島ふれあい祭り」「もちもち感謝祭」といった地域イベントへの出店等に継続的に取り組んでおり、地域とのつながりづくりにも力を入れています。また、「ビー玉アート」によるウェディング用ペーパー商品の受注製作、東北製品の仕入れ販売にも初挑戦し、活動の裾野を広げることができました。

年度末の 3 月には新拠点の内覧会や移転作業を無事に終え、改修工事で設置した「ブックカフェ」風のスペースを活用するための絵本・書籍集めにも取り組みました。新拠点での新しい活動展開が期待されます。

【平成 27 年】 4 月	入所式・全体 FBM デー／誕生日会・Torute 店頭販売・キカンシャシネマ…等
5 月	車椅子ダンス発表会・Earth Day 出店・飛騨旅行／機関車スプリングコンサート・Torute 店頭販売…等
6 月	全体 FBM デー・音楽療法 MIMT・愛知旅行／ウェディング受注制作納品・グループ外出・キカンシャシネマ…等
7 月	大阪歯科大実習受け入れ・沖縄旅行・全体 FBM デー／グループ外出…等
8 月	Art Way Osaka 出展・全体 FBM デー／プール外出・グループ外出…等
9 月	音楽療法 MIMT・小豆島旅行①・てんまーと出店／Torute 店頭販売・都島ふれあい祭り出店・誕生日会…等
10 月	小豆島旅行②・てんまーと出店／誕生日会…等
11 月	東京旅行・ポジティブ生活文化交流祭出店・てんまーと出店・車いすダンス練習会／もちもち感謝祭出店・救命訓練…等

12 月	クリスマス会・全体 FBM デー・音楽療法 MIMT／誕生日会・キカンシ ャシネマ…等
【平成 28 年】 1 月	1 年次スタッフ交換研修／初詣外出・新成人イベント・誕生日会・キカ ンシネマ…等
2 月	節分イベント・バレンタイン企画…等
3 月	全体 FBM デー／新拠点内覧会～移転・ホワイトデー企画・選抜高校野 球観戦・誕生日会・グループ外出…等

4：デーセンター音・on

□活動状況：

平成 27 年度でオープン 3 年目を迎えました。定員数 15 名。生産・創作活動では、キャン
ドル・インク染め等の独自自主製品製作、縫製作家の方とのコラボレーション制作（ビ
ー玉アート）、「弁天町 ORC」主催のフリーマーケットへの定期出店等に継続的に取り組
みました。地域との交流については、施設 2 階部分のスペースをショップとして活用し集客
を図る計画が始動したほか、施設所在地の自治会イベント（餅つき大会）への初参加、港
区との福祉避難所協定締結など、地域社会との関係を地道に構築しているところです。

また、施設内設備として天井走行用リフトを設置。スタッフの腰痛予防のためにも活用
を進めていく予定です。

【平成 27 年】 4 月	入所式・全体 FBM デー／新通所者歓迎会・on シネマ…等
5 月	車椅子ダンス発表会・Earth Day 出店・飛騨旅行・てんまーと出店…等
6 月	全体 FBM デー・音楽療法 MIMT・愛知旅行／on シネマ…等
7 月	大阪歯科大実習受け入れ・沖縄旅行・全体 FBM デー／七夕祭り・弁天 町 ORC フリマ・旅行プレゼンダー…等
8 月	Art Way Osaka 出展・全体 FBM デー／「水と油と火と砂糖」展に 作品出展・夏の甲子園企画・プール外出・誕生日会…等
9 月	音楽療法 MIMT・小豆島旅行①・てんまーと出店／弁天町 ORC フリマ 出店・誕生日会・秋祭り Week…等
10 月	小豆島旅行②・てんまーと出店／ドイツ人ボランティア歓迎会…等
11 月	東京旅行・ポジティブ生活文化交流祭出店・てんまーと出店／誕生日会 …等

12 月	クリスマス会・全体 FBM デー・音楽療法 MIMT／自治会餅つき大会参加・弁天町 ORC フリマ出店・on シネマ…等
【平成 28 年】 1 月	1 年次スタッフ交換研修／初詣外出・新成人イベント・誕生日会・弁天町 ORC フリマ出店…等
2 月	節分イベント・バレンタイン企画…等
3 月	全体 FBM デー／ホワイトデー企画・選抜高校野球観戦・グループ外出…等

5：デーセンター夢飛行

□活動状況：

平成 27 年度の定員数は前年度と変わらず 32 名でした。生産・創作活動においては、西成区役所ロビー「福祉の店」出店、リサイクルショップの軒先を使った手作りパンや野菜の共同販売、「ビー玉アート」を用いた婚礼用ペーパーアイテムの受注制作、ビー玉アート絵画リースなど、前年度に引き続き精力的に取り組みました。また、新たな試みとして、隣接するギャラリーにて個展を開催する現代アート作家の方々とのコラボレーション作品・商品の制作、リサイクルショップに大量に寄付される古着を材料として、コースターやガーランドといった生活雑貨やアート作品を制作するワークショップ企画にも乗り出しています。

その他の取り組みでは、地域美容師さんに出張営業していただく「あおぞらカット」や「FBM デー」など近年定着したものについても継続的に実施。利用者さんの日常生活充実のために活用しています。

【平成 27 年】 4 月	入所式・全体 FBM デー／あおぞらカット・FBM デー・Torute 店頭販売…等
5 月	車椅子ダンス発表会・Earth Day 出店・飛騨旅行・てんまーと出店／国際文化教室・西成区役所「福祉の店」出店・マスキングテープアート作家さんとのコラボ制作…等
6 月	全体 FBM デー・音楽療法 MIMT・愛知旅行／消防訓練・FBM デー・Torute 店頭販売…等
7 月	大阪歯科大実習受け入れ・沖縄旅行・全体 FBM デー／七夕イベント・誕生日会・西成区役所「福祉の店」出店…等
8 月	Art Way Osaka 出展・全体 FBM デー／夏祭り Week・国際文化教

	室・夏の甲子園企画・プール外出・誕生日会・インターンシップ学生主催ワークショップ…等
9 月	音楽療法 MIMT・小豆島旅行①・てんまーと出店／あおぞらカット・FBM デー・誕生日会…等
10 月	小豆島旅行②・てんまーと出店／Torute 店頭販売・救命講習・国際文化教室・西成区役所「福祉の店」出店…等
11 月	東京旅行・ポジティブ生活文化交流祭出店・てんまーと出店／関西福祉科学大学学園祭出店…等
12 月	クリスマス会・全体 FBM デー・音楽療法 MIMT／国際文化教室・誕生日会・FBM デー…等
【平成 28 年】 1 月	1 年次スタッフ交換研修／初詣外出・新成人イベント・あおぞらカット・Torute 店頭販売・西成区役所「福祉の店」出店…等
2 月	節分イベント・バレンタイン企画・誕生日会・野菜販売・天然酵母のパン販売…等
3 月	全体 FBM デー／ホワイトデー企画・選抜高校野球観戦・グループ外出…等

6：こののは

□活動状況：

平成 27 年度についても、引き続き外部事業所ヘルパーの個人利用による居宅支援と法人内の生活支援員（夜間支援員）・世話人を併用することで入居者の日常生活を支えることができています。

一方で、年度初めに 1 名、年度末に 1 名、それぞれ入居者が長期入院するケースが発生し、施設運営の観点からも対策を講じるべきか検討中です。また、この入院ケースに伴い、入居者に対して医療的ケアを実施する必要性が生じたため、順次、スタッフの喀痰吸引等実地研修や「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を進めています。

その他、満 65 歳を迎えて介護保険サービスと障害福祉サービスとの併給が始まったケース、成年後見人として家族と司法書士の 2 名が同時選任されることとなったケース、毎回の土・日・祝の帰省が困難になるケース、365 日グループホームに起居しながら複数のヘルパー派遣事業所を利用する必要性が生じたケースなど、入居者個別の生活環境の変化が相次ぐようになりました。事業所内外の関係者・団体との連携や協力をこれまで以上に密にしながら、一つ一つの課題解決を図っていききたいと思います。

7：リサイクルショップ・自主製品・利用者還元金

□リサイクルショップ・自主製品

施設間の垣根を越えた取り組みとしては、「Earth Day」（毎年 5 月／浜寺公園）、「てんまーと」（毎月／大阪天満宮）、「Torute」（毎月複数回／堺筋本町駅構内）、「東北⇄関西 ポジティブ生活文化交流祭」（毎年 11 月／長居公園）等での出張販売に継続的に取り組みました。従来の自主製品や東北製品の「販売」に留まらず、「ビー玉アート」を取り入れた小物雑貨をお客さんと一緒に制作する「ワークショップ



プ」の企画にも力を入れました。「一緒に作る」という行為を通じて、「ビー玉アート」のコンセプトや私たちの活動全般のこと、重症心身障害者と呼ばれる利用者さんのことなどをお話できる「時間／タイミング」を設定し、「売上」が少しでも「共感・理解」とイコールになるよう努めました。

一方、「リサイクルショップ」の取り組みとしては、「ショップ」というスペースと機能を活用し、各ショップ＝施設が「地域から必要とされる場所」となることを目指しています。デーセンター夢飛行では、外部の就労支援事業所と協働で実施していた「軒先野菜販売」が 27 年度で一旦終了となることを受け、新たに軒先やショップ内スペースを地域の方々に開放し、ご活用いただくための企画を立案中です。また、デーセンター音・on では「空きスペース」となっている 2 階部分のショップ化計画が、デーセンター機関車では新拠点のショップを「街中ライブラリー」「ブックカフェ」化する計画が、それぞれ進行中です。

□利用者還元金：

いわゆる「工賃」に当たる「利用者還元金」となる各種売上等の合計は、前年度(26 年度)のほぼ 8 割に当たる約 124 万円でした。利用者 1 人当たりが受け取る還元金は約 9,700 円となり、1 万円を割り込んでしまいました。ワークショップや新製品開発などにも取り組みましたが、前年度好調で売上単価も高い「ビー玉アート」のウェディング用ペーパーアイ

テム受注が振るわなかったことなどが一因として考えられます。

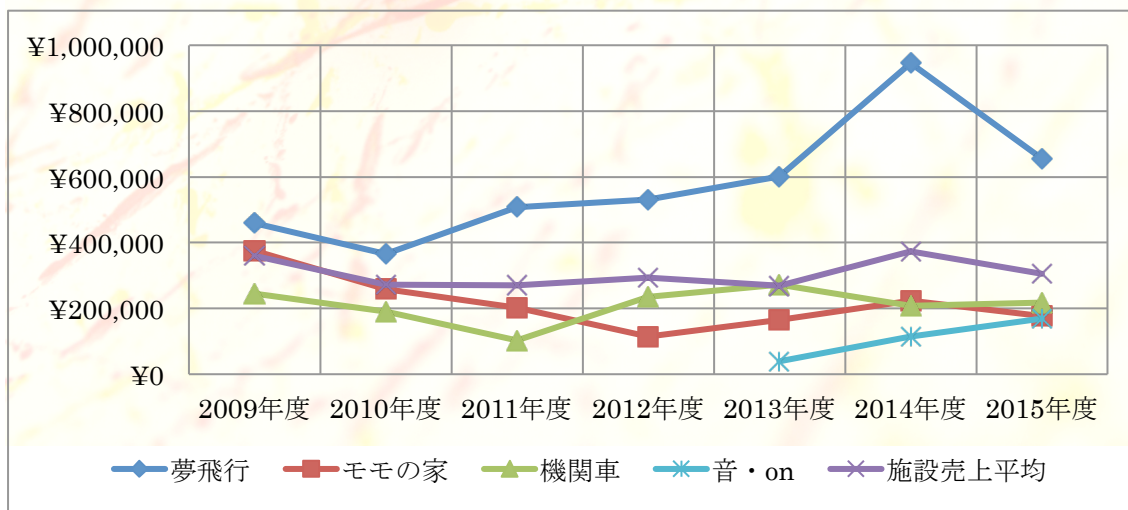
今後も売上増を目指していくことに変わりはありませんが、「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」という等式が成り立つ精度をいかにして高めていくのか、「利用者の地域生活支援としての経済活動」をどのように法人内で位置付けていくのか、活動をめぐる本質的な課題と向き合い続ける姿勢が求められます。

【平成 27 年度・施設別売上合計】（）内は前年度の結果

	モモの家	機関車	音・on	夢飛行	施設合計	利用者数
ショップ・自主製品・絵画売上及び大阪歯科大実習費等合計	182,931 円 (239,001 円)	223,581 円 (222,837 円)	175,736 円 (130,466 円)	661,211 円 (960,895 円)	1,243,459 円 (1,553,199 円)	128 名 (126 名)

※利用者 1 人当たりの還元金額＝9,714 円／人（前年度＝12,326 円／人）

【施設別売上合計の推移】



8：絵画

「商品」としての「ビー玉アート」制作は、ウェディング用ペーパーアイテムの受注、絵画作品のリースといった前年度から継続しているもののほか、現代アート作家とのコラボレーション商品開発にも力を入れました。

一方、「アートとしての発信」という側面では、現代アート作家とのコラボレーション制作と作品展示のケースが前年度に比べて増えたほか、自動販売機の社名表示スペースへの作品掲示にも継続して取り組むことができました。

「ビー玉アート」は、商品、芸術作品、デザイン…といった「表現」としての枠組みを異にしながらも、一貫して「私たちの取り組みに対する共感・理解の輪をより一層広げていくツール」という役割を担っています。今後も精力的に活動を展開していく予定です。



9：車椅子ダンス

毎年各施設の希望者の中から選抜されたメンバーが、月1回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露します。27年度に発表会の日を迎えた（5月）のは第9期生。今回は「ベルサイユの薔薇」「千と千尋の神隠し」「ルパン三世」といった大人から子供まで広い世代に親しまれてきたアニメソングをモチーフにしたダンスを披露してくれました。一方、9期生の発表会後に編成された新メンバーたちは、記念すべき節目となる第10期生として、28年度の発表会を目指して一年間の練習に励みました。施設（部署）の垣根を越えて利用者とスタッフが一つのことに取り組む貴重な機会として定着しましたが、活動そのものに「地域や社会へのアウトプット」に繋がるような方向性を持たせ、その展開像を描いていくことが今後の課題と言えそうです。



10：東北被災地支援活動

27年度の被災地支援活動も「現地の重症心身障害者への支援」という方針に基づいて展

開しました。年々、スタッフを直接現地に派遣する形での活動機会は減りつつあります。特に私たちが重点的に関わってきた岩手県宮古圏域では、小規模ではありますが、重症心身障害児・者が「通う」ことのできる「生活介護」「日中一時支援」の事業所がようやく地元スタッフの手によって立ち上がりました。そのため現在は事業継続や医療的ケアへの対応等について、当該事業所との定期的な連絡を通じて可能な協力をおこなっています。また、同圏域内の就労支援事業所で製造されたお菓子の販売は順調に継続しており、月単位での仕入れが定着しました。

現地の事業所ばかりでなく、重症心身障害当事者とそのご家族とも、派遣活動経験のあるスタッフを中心に継続的に連絡を取り合い、「事業者」「利用者」両面への関わりを続けています。

今後も、現地の風土や地域性に合わせた支援の在り方を模索しつつ、ニーズを満たすために環境や現状を変えていくお手伝いを続けていく予定です。

11：後援会

延べ会員数は約 1200 名ですが、逝去等による退会もあり、現員は 900 名強。近年は特に新規会員数が伸び悩んでいます。それでも 27 年度は、会員の皆様からの貴重なご支援によって、デーセンター機関車の移転に伴う改修工事を無事に終えることができました。今後も、デーセンター夢飛行の従たる事業所として想定している新拠点の設置、デーセンター音・on の 2 階部分改修といったハードウェア面での整備が急務となる中、多くの方々に私たちの活動を支えていただくことの重要性は日増しに高まる一方です。そして、使途自由な運営費の確保もまた欠かせません。

しかし他方、友人・知人等に呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」＝「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」——法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

12：旅行

27 年度は都合 6 回の旅行を催行しました。「沖縄旅行」は 22 年度の「韓国旅行」、24 年度の「北海道旅行」以来となる 3 回目の「飛行機利用」となりました。既定のシートで通常の座位をとることが困難な利用者も少なくない中、航空会社と協力しながら搭乗のため

に様々な工夫をおこなうことでやっと実現する飛行機利用。今後も旅行を楽しみつつ社会を変えていく一つのアクションとして、引き続きチャレンジしていきたいと思います。

一方、27年度の旅行参加利用者は過去最多で、遂に100名の大台に乗りました。年々旅行参加利用者が増加傾向にある中、安全面・予算面での対策がより一層求められます。

行先	参加利用者数
飛騨高山（5月）	19名
愛知（6月）	16名
沖縄（7月）	8名
小豆島①（9月）	18名
小豆島②（10月）	14名
東京（11月）	25名
合計	100名



13：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、27年度現在で約60名、実に全利用者の4割を占めています。24年度からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護職員が喀痰吸引等の「特定行為」を業務として行うことができるようになりました。これを受けて、法人内でも順次、基本研修～実地研修の実施、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を進め、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたすことがないよう態勢を整えています。

実際に「特定行為」に当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の一手段」としての「医療的ケア」なのだという自覚を失うことなく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実施を可能とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成が今後も課題となります。

14：スタッフ体制

生活介護施設 4ヶ所（主たる事業所×2、従たる事業所×2）、グループホーム 1ヶ所については、27年度も人員配置基準を満たす体制を維持することができました。ただし、生活介護施設の男性利用者は依然増加傾向にあるとともに、入浴・排泄の「同性介助」を前提としているため、男性スタッフの確保が継続的な課題となっています。アルバイト採用やインターンシップの活用も含め、採用活動全般の工夫・改善を図らなければなりません。

一方、現職スタッフの状況として、結婚、出産（～育児休暇～復職）といったライフステージを迎える層が徐々に増えています。加えて腰痛やメンタル面での体調不良を訴える者も散見される中で、腰痛予防設備の利用勧奨、その他健康管理に資する対応、時短や在宅勤務等の勤務形態の柔軟化を可能にする仕組みづくり、キャリアパスの体系化・可視化等、「仕事を長く続けることができる」環境整備を推進する必要にも迫られています。

15：緊急時対応対策委員会

「1：総括」の項でも言及したように、前年度（平成 27 年 1 月）に起きた送迎中の事故を受けて、「緊急時対応対策委員会」を設置。月 1 回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しました。①送迎中における緊急時対策として、「事故の発生～119 番通報～救急隊到着」という各ステージにおける対応フローチャートマニュアルを作成。全ての送迎車内に掲示しています。②全ての送迎車内に「緊急時 BOX」を配備。BOX の中には電源を必要としない手動式の吸引器のほか、携帯用の酸素パックなどを入れており、救急隊到着までの応急処置への活用を想定しています。③医療職・機関との連携強化。これまで非常勤配置であった看護師を次年度（28 年度）より常勤配置とする体制を整備しました。また、各施設の協力医療機関による定期往診の体制も整いつつあります。④従前の防災・消防訓練とは別途、救急救命講習の受講を全スタッフについて義務化。さらに緊急時の「詳細マニュアル」や防災・感染症・医療的ケア等に関する各種資料・教材を用いたスタッフ対象の研修会・学習会の定期実施を計画中です。大まかな具体的対策は以上の通りですが、その他、利用者の緊急時連絡先・救急搬送先のリスト化と送迎車内携行、喀痰吸引等実施の記録整備、医療的ケア安全委員会の機能強化などにも取り組んでおり、引き続き「対応対策委」が中心的な役割を担いながら、利用者の「安心・安全」を盤石にすべく検討・対応を進めていく予定です。

16：決算報告

社会福祉法人現況報告書 平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市												
法人名	社会福祉法人ゆうのゆう		主たる事務所の所在地	〒 553 - 0006	大阪市福島区吉野4-27-10		電話番号	06 - 6465 - 9133		FAX番号	06 - 6465 - 3301		
ホームページアドレス	http://www.yourwing.org		メールアドレス	info@yourwing.org		設立認可年月日	平成13年10月24日			設立登記年月日	平成13年10月31日		
代表者	氏名	年齢	住所			職業		就任年月日					
	公表/非公表	公表/非公表											
	小林 美穂	非公表 52	非公表	豊中市服部豊町2-20-7		法人職員		平成17年3月24日					

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(家内)で実施	全ての事業が同一施設(家内)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種							
老人福祉	第一種							
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種	障害福祉サービス事業	公表	大阪市福島区吉野4-27-10	平成13年11月1日	53		
	第三種	障害福祉サービス事業	公表	大阪市西成区岸里東1-5-25	平成13年11月1日	32		
その他	第一種	障害福祉サービス事業	公表	大阪市大正区泉尾1-20-26	平成24年11月1日	7		
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業	1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業				
	2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業				
収益事業	3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業				
	4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業				
その他の事業	5 入所施設からの退院・退所を支援する事業				
	6 子育て支援に関する事業				
	7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業				
	8 ボランティアの育成に関する事業				
	9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)				
	10 社会福祉に関する調査研究等				
	11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業				
	12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業				
	13 有料老人ホーム				
	14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業				
	15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業				
	16 その他 ()				
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
その他の事業	1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル				
	2 駐車場の経営				
	3 公共的、公共的施設内の売店の経営				
	4 その他 ()				
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免				
	2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施				
	3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施				
	4 災害時における各種支援活動の実施				
	5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施				
	6 他法人との連携による人材育成事業				
	7 その他 ()				

Ⅲ 組織

理事	定員	現員																	
	6	6																	
	役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数		
					親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与と別に支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし			
	代表理事	小林美穂	法人職員	20150324 ~ 20170323						○		○				○	○		
	理事	齊藤真弓	医師	20150324 ~ 20170323				○										○	
	理事	菅野真弓	外部法人職員	20150324 ~ 20170323					○									○	
	理事	岩永浩一	外部法人職員	20150324 ~ 20170323					○									○	
	理事	廣本三枝子	家族会代表	20150324 ~ 20170323							○							○	
理事	吉田肇	弁護士	20150324 ~ 20170323				○										○		
監事	定員	現員																	
	2	2																	
	氏名	職業	任期	資格								施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数				
				財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	支給あり		支給なし						
				公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他												
永田徹	弁護士	20150324 ~ 20170323		○											○				
高松邦明	会計士	20150324 ~ 20170323	○												○				

	定員		現員		氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備 備又は 運営と密 接に関 連する業 務を行う 者	理事との 兼務	職員との 兼務	評議員 会への 出席 回数	
	13	13						親族	他の社 会福祉 法人の 役員	その他		社会福 祉事業 の学識 経験者	地域の 福祉関 係者	地域の 代表者	施設長	利用者の 家族の 代表	その他					
評議員					小林美穂	法人職員	20150324 ~ 20170323									○			○	○	○	
					青藤真弓	医師	20150324 ~ 20170323					○							○	○	○	
					菅野真弓	外部法人職員	20150324 ~ 20170323						○						○	○	○	
					岩永浩一	外部法人職員	20150324 ~ 20170323						○						○	○	○	
					廣本三枝子	家族会会長	20150324 ~ 20170323									○				○	○	
					吉田肇	弁護士	20150324 ~ 20170323					○								○	○	
					丹羽幸子	社会保険労務士	20150324 ~ 20170323					○										
					小比賀昌子	地域婦人会副会長	20150324 ~ 20170323								○							
					酒井佐和子	地域医療生協理事	20150324 ~ 20170323								○							
					大槻瑞文	外部法人職員	20150324 ~ 20170323								○							
施設長	施設名		氏名		就任年月日		後継者に選定された者の有無															
	デーセンターモモの家		小林美穂		平成15年3月1日		有															
	デーセンター夢飛行		畑 誠		平成16年4月1日		有															
	こどのは		坂山克也		平成24年11月1日		有															
職員	常勤専従		常勤兼務		非常勤																	
	換算数		換算数		換算数																	
	施設		60		13		8															
理事会	開催年月日		出席者数		書面出席者数		議事出席の有無		決議事項													
	20150527		6		2		有		平成26年度決算													
	20160411		6		2		有		平成28年度予算 新会計基準の経理規定 公印取扱者 グループホームにおけるスプリングラーの設置													
	20160530		6		2		有		平成27年度決算													
評議員 会	開催年月日		出席者数		議事出席の有無		決議事項															
	20150527		8		有		平成26年度決算															
	20160411		9		有		平成28年度予算 新会計基準の経理規定 公印取扱者 グループホームにおけるスプリングラーの設置															
	20160530		7		有		平成27年度決算															
監事監 査	監査年月日		監査者		監査報告の有無		指摘事項						改善事項									
	20160530		高松邦明・永田徹		有		適正															

IV 資産管理				平成 28 年3月31日現在				
不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無
基本財産	土地							
	建物							
運用財産	土地							
	建物							
公益事業用財産	土地							
	建物							
収益事業用財産	土地							
	建物							

V その他										平成 28 年4月1日現在
情報公開	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果	
	法人HP	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	法人HP	公表していない	公表していない	公表していない	
	広報誌									
	新聞									
	前々年度の財務諸表				前年度の財務諸表					
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)				
				公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	
	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	10~12月	法人HP	10~12月	法人HP	10~12月	
	広報誌									
	新聞									
外部監査	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)
	公益事業 監査法人									
	税理士 その他									
	防衛事項									
第三者評価	受審施設・事業所名		平成	年度	平成	年度	平成	年度		
				費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		
準拠している会計基準	社会福祉法人 新会計基準	社会福祉法人 旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人 福祉施設等会計 処理等取扱 指導指針	訪問看護会計・ 経理準則	介護老人保健 施設会計・経理 準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準
										その他
	○									

		事業活動計算書	
		社会福祉法人 ゆうのゆう	
勘定科目			当年度決算(A)
サービス活動増減の部	収益	障害福祉サービス等事業収益	388,664,391
		経常経費寄附金収益	1,168,387
		その他の収益	
		サービス活動収益計(1)	389,832,778
	費用	人件費	278,925,492
		事業費	45,452,946
		事務費	42,323,046
		減価償却費	10,913,682
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 1,726,496
		その他の費用	
		サービス活動費用計(2)	375,888,670
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		13,944,108
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	12,398
		その他のサービス活動外収益	
		サービス活動外収益計(4)	12,398
	費用	支払利息	181,225
		その他のサービス活動外費用	
		サービス活動外費用計(5)	181,225
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		-168,827	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		13,775,281	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	
		施設整備等寄附金収益	17,200,000
		その他の特別収益	
		特別収益計(8)	17,200,000
		その他の特別損失	24,000,000
		特別費用計(9)	24,000,000
特別増減差額(10)=(8)-(9)		-6,800,000	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		6,975,281	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		139,700,446
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		146,675,727
	基本金取崩額(14)		
	その他の積立金取崩額(15)		
	その他の積立金積立額(16)		
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		146,675,727

		資金収支計算書		
		社会福祉法人 ゆうのゆう		
		勘定科目	予算(A)	決算(B)
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入		388,664,391
		経常経費寄附金収入		1,168,387
		受取利息配当金収入		9,872
		事業活動収入計(1)		389,842,650
	支出	人件費支出		278,925,492
		事業費支出		45,452,946
		事務費支出		42,323,046
		支払利息支出		181,225
	事業活動支出計(2)		366,882,709	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		22,959,941	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入		0
		施設整備等寄附金収入		17,200,000
		その他の施設整備等による収入		1,400,000
		施設整備等収入計(4)		18,600,000
	支出	固定資産取得支出		26,568,092
		ファイナンス・リース債務の返済支出		2,725,175
		保証金支出		937,000
		その他の施設整備等による支出		993,600
	施設整備等支出計(5)		31,223,867	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-12,623,867	
その他の活動による収支	収入	預り金収入		7,070,000
		その他の活動による収入		1,995,000
		その他の活動収入計(7)		9,065,000
	支出	預り金取崩支出		7,070,000
		その他の活動による支出		2,000,000
		その他の活動支出計(8)		9,070,000
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-5,000	
予備費支出(10)			—	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			10,331,074	
前期末支払資金残高(12)			92,435,502	
当期末支払資金残高(11)+(12)			102,766,576	

貸 借 対 照 表							
平成28年3月31日現在							
社会福祉法人 ゆうのゆう							(単位：円)
資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	114,514,948	102,886,581	11,648,367	流動負債	13,448,372	10,431,079	3,017,293
現金預金	44,832,635	40,508,259	4,324,376	事業未払金	5,478,960	4,101,464	1,377,496
事業未収金	66,474,033	61,912,278	4,561,755	預り金	6,768,500	6,290,516	477,984
未収金	2,538,606	0	2,538,606	職員預り金	1,200,912	39,099	1,161,813
立替金	669,674	432,308	237,366				
仮払金	0	13,736	-13,736				
固定資産	120,382,754	104,195,218	16,187,536	固定負債	30,982,292	33,707,467	-2,725,175
基本財産	10,092,856	10,090,330	2,526	リース債務	9,182,292	11,907,467	-2,725,175
定期預金	10,092,856	10,090,330	2,526	役員等長期借入金	21,800,000	21,800,000	0
その他の固定資産	110,289,898	94,104,888	16,185,010	負債の部合計	44,430,664	44,138,546	292,118
建物	73,229,151	56,225,437	17,003,714	純 資 産 の 部			
構築物	433,935	466,479	-32,544	基本金	10,000,000	10,000,000	0
車輛運搬具	522,720	1,603,063	-1,080,343	国庫補助金等特別積立金	11,496,311	13,222,807	-1,726,496
器具及び備品	6,582,071	3,757,283	2,824,788	次期繰越活動増減差額	168,970,727	139,700,446	29,270,281
有形リース資産	9,021,621	11,782,826	-2,761,205	(うち当期活動増減差額)	29,270,281		
差入保証金	16,031,800	16,494,800	-463,000				
長期前払費用	4,468,600	3,775,000	693,600				
				純資産の部合計	190,467,038	162,923,253	
資産の部合計	234,897,702	207,081,799	27,835,903	負債及び純資産の部合計	234,897,702	207,081,799	

社会福祉法人ゆうのゆう 定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区吉野 **4** 丁目 **27** 番 **10** 号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を大阪市西成区岸里東1丁目5番25号及び大阪市都島区都島本通3丁目16番3号に置く。

第2章 役員及びスタッフ（職員）

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、代表理事（社会福祉法人審査基準（厚生労働省通知）に規定する「理事長」に相当するものをいう。）となる。
- 3 代表理事は、この法人を代表する。
- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 代表理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、代表理事が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、スタッフ（職員）及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（役員の報酬等）

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（理事会）

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、代表理事がこれを招集する。

3 代表理事は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これ

に署名又は記名押印しなければならない。

(代表理事の職務の代理)

- 第10条 代表理事に事故あるとき、又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名する他の理事が、順次に代表理事の職務を代理する。
- 2 代表理事個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が代表理事の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び大阪市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(スタッフ (職員))

- 第12条 この法人に、スタッフ若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。
- 3 施設長以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、代表理事が招集する。
- 3 代表理事は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を

開き、議決することができない。

- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員の権限)

- 第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

- 第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、代表理事がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金1000万円

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、代表理事において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に代表理事において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いてこれを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第26条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第29条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

変更後の定款は平成19年12月12日から施行する。

変更後の定款は平成21年8月1日から施行する。